いわき市立三和小学校いじめ防止基本方針

1 基本方針

「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」である。つまり、従来の「けんか」や「トラブル」と判断していた事案においても被害を受けた児童から聞き取ることで、いじめと判断して対応する必要もあることになる。

いじめは、当該児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び 人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさ せる恐れがある。

従って、本校では、校訓「学楽生喜(学ぶ楽しさ 生きる喜び)」を柱に、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することなく、いじめが心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解させ、全ての児童が安心して学校生活を送ることを旨として、「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ未然防止のための措置

基本姿勢; いじめはどの子どもにも起こりうるという認識に立ち,「いじめは人間として許されない」という雰囲気を醸成するとともに、学校における学習活動全般で,一人一人の児童が自己肯定感をもてるようなきめ細かな関わりを心がけることで,いじめの未然防止に取り組む。

(1) 一人一人に学ぶ楽しさや充実感を味わわせる授業づくり

個別指導を充実させ、児童一人一人の学力の実態に応じた効果的な学習方法を身に付けさせるとともに、全児童の基礎学力の定着と自立した学習者を育てるため、少人数のよさを生かした質の高い授業が提供できるように努める。

- ① 「わかった」「できた」が実感できる授業の創造
 - 「楽しさ」と「確かな学力の定着」が両立する、質の高い授業の提供
 - 教科の特性に応じた、授業の質的改善 (言語活動、ねらい、発問、ノート指導、板書等)
 - 定着確認シートの効果的な活用
 - 学び合いが活性化する学習集団づくり・学習形態の工夫

② 積極的な授業の公開

- 研究授業 (一人一授業) の実施
- 小中連携授業研究会(三和中教職員との授業交流)での授業提供
- 授業参観・学校公開での授業 (年最低一回の道徳の授業実施)
- ③ 日常の指導

- 学習意欲,学習内容,スキルのバランスのとれた指導
- 朝の会等でのスピーチ指導
- 話し合い活動や作文の指導

(2) 個が生きる望ましい人間関係づくり

学校生活の中に、協力して何かを成し遂げたり、創り上げたりする機会と場を保障し、自他の関わりの中で相手を思いやる心や感謝の心を育てる。また、各種行事や縦割り班活動において、一人一人のよさを認め、励まし合うことで、自然とお互いを支え合う人間関係を構築する。併せて、児童が困難な課題や状況を乗り越えるような体験の機会を設ける。

- ① 心の通じ合うコミュニケーション能力の育成
 - さわやかなあいさつ、はっきりとした返事の指導
 - 自分の思いや考えを、自信をもって伝えるための言語能力の育成
 - 温かい言語環境の創出 (教師の心がけと児童への指導)
 - 総合や学活での適切な情報モラル教育
- ② 仲間と支え合う縦割り班活動(異学年交流)
 - 校内なわとび記録会
 - みわっ子タイムでの活動
 - 登校班による登下校や清掃活動

など

- ③ 体験活動における人間関係づくり
 - 見学学習(年2回)
 - 〇 鑑賞教室
 - 三和中学校との交流
 - 学習発表会
 - スチューデント・シティ体験学習
 - 地域の施設訪問や見学、地域で働く人々との触れ合い など
- ④ 豊かな心と想像力を養う読書活動
 - 1~3年生・・・年間100冊以上が目標
 - 4~6年生・・・年間5000ページ以上が目標

3 早期発見のための措置

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、 行為の対象となった児童の立場に立って行う。

児童のささいな兆候を見逃さず、早い段階から的確な関わりを持ち、いじめを積極的 に認知する姿勢で実態把握に努める。 基本姿勢1;児童のささいな変化に気づくこと 基本姿勢2;気づいた情報を確実に共有すること 基本姿勢3;情報に基づき,速やかに対応すること

(1) 基本姿勢1について

- 気になる行為のメモ (5W1H) の累積
 - ・ふざけているようにも見えるような行為にもアンテナを高く!
- Q-Uテスト,学校生活アンケート,困りごと調べ等の実施
- 朝の健康観察・教室等での雑談・日記・保健室での様子・家庭での様子・通学路 での様子・個人面談等での実態把握
- スクールカウンセラーとの連携

(2) 基本姿勢 2 について

- 速やかな「報告・連絡・相談」
- 月1回 生徒指導委員会,いじめ防止対策委員会を開催 (緊急性が高い場合は臨時に開催)
- 生徒指導の記録回覧ファイルの活用
- 職員同士の密なコミュニケーションの確立

(3) 基本姿勢 3 について

- 暴力的ないじめは速やかに制止が優先
- 児童、保護者、教職員の相談体制の確立
- 速やかに4の「いじめに関する措置」へ

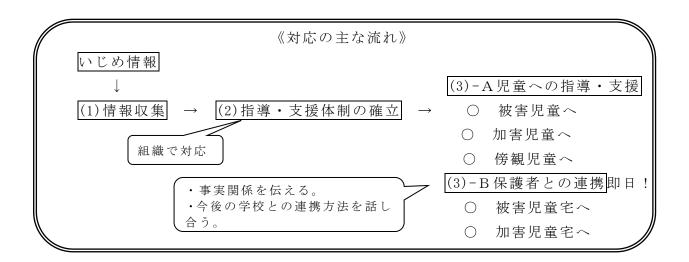
インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめを防止し,効果的に対処できるように,必要な啓発活動として,特別活動,道徳,総合的な学習の時間等を活用し,児童の発達段階に応じた情報モラル教育を行う。また,必要に応じて,職員や保護者の研修会等を行う。

詳細は、教育計画 情報モラル教育指導計画 参照のこと。

4 いじめに対する措置

基本姿勢; いじめへの対応は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に取り組み、被害児童を守り通すとともに、加害児童には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。その際、保護者や関係機関と連携し適切に対応する。



(1) 情報の収集

- いじめと思われる行為を発見したときは、その場で止める。 (暴力を伴う場合は、複数の教員が現場に駆けつける。)
- 児童や保護者からの「いじめ」ではないかとの訴えは、真摯に傾聴する。
- 発見・通報を受けた場合は、速やかに関係児童から聞き取りを行い、正確な情報 把握を行う。
- 他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所や時間に慎重な配慮を行う。
- 得られた情報の記録を残す。

(2) 指導・支援体制の組織

- 正確な情報に基づき,指導・支援体制を組む。(学級担任,養護教諭,生徒指導主事,管理職等で役割を分担)
 - → いじめられた児童,いじめた児童への対応
 - → 保護者への対応
 - → 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無 等
- ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、初期段階から的確に関 わりを持つ。
- 児童の生命,身体や財産等に重大な被害が生じるおそれがある時は,直ちに警察署に通報し,適切に援助を求める。
- 現状を常に把握し、指導・支援体制に修正を加え、組織でより適切に対応する。

(3) 一A 児童への指導・支援

① 被害児童へ

- 安全を確保し、徹底して守り通すことを伝え、安心させる。
- 児童にとって信頼できる人と連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる。
- いじめられた児童が悪くないことを伝え、自尊感情を失わないようにする。

② 加害児童へ

- いじめは人格を傷つける行為であることを指導し、自らの行為の責任を自覚させる。
- 必要に応じて別室で指導したり、出席停止制度を活用したりし、被害児童が落ち着いて教育を受ける環境を確保する。
- 十分な効果が上がらない場合は、警察署等とも連携して対応する。
- 加害児童が抱える問題等、背景にも目を向ける。
- 不満やストレスがいじめに向かないよう別の方法で発散できる力を育てる。

③ 傍観児童へ

- 自分の問題として捉えさせ、止められなくとも誰かに知らせる勇気を持つよう に伝える。
- はやしたてるなど同調することは、いじめに加担する行為であることを理解させる。

④ 組織として

- 解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な 支援を行う。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの 要件が満たされている必要がある。
 - 【要件1】 被害者に対する心理的・物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月以上であること。
 - 【要件2】 被害者児童及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかど うかを確認し、いじめ行為によって心身の苦痛を感じていないと認め られること。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じて状況 を注視する。

- 指導記録を確実に保存し、児童の進学や転学に当たって、適切な引継を行う。
- 状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力が得られるように体制を整えて おく。

(3)—B 保護者との連携

- 家庭訪問等により、迅速に事実関係を伝える。(加害、被害とも。複数で対応)
- 被害児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、保護者の不安を除 去する。
- 事実確認のための聞き取り調査やアンケート結果の情報を適切に提供する。

5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合は,いわき市教育委員会へ報告する。 重大事態とは,

- ●いじめにより児童の生命,心身,財産に随偉大な被害が生じた疑いがあるとき (自殺の企図・身体に重大な負傷・金品に重大な被害・精神性の疾患発症等)
- ●いじめにより児童が相当の期間,学校を欠席することを余儀なくされている疑い があるとき

(年間30日間が目安・一定期間連続して欠席の場合は迅速に調査に着手)

《学校が調査主体になった場合,教育委員会の指導の下,以下のように対応する》

- ① 重大事態の調査組織の設置
 - ※ 対象者と利害関係を有しない第三者の参加を図る。
- ② 調査組織で事実関係を明確にするための調査を実施 ※ 事実関係を限りなく網羅的に明確にする。
- ③ 被害児童及びその保護者への適切な情報提供
 - ※ 個人情報に十分に配慮する。
 - ※ アンケート結果を関係児童及び保護者に提供する旨を調査前に説明する。
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置
- ※ 教育委員会が調査の主体になった場合,学校はその指示の下,資料の提出等, 調査に協力する。
- 6 いじめ防止対策委員会の設置

いじめの防止を実効的に行うために,「いじめ防止対策委員会」を設置する。

○ 構成員 ; 三和小学校 全職員

必要に応じて,スクールカウンセラーや警察署員,主任児童員等に参

加を求める。

○ 開催 : 月1回生徒指導委員会と同時開催とする。

いじめ事案発生時は,随時開催とする。

○ 内容 ; いじめの早期発見・防止に関すること

いじめ事案に対する対応に関すること

(年間計画参照)